

議案第76号

前橋市手数料条例の改正について

令和3年6月10日提出

前橋市長 山本 龍

前橋市手数料条例の一部を改正する条例

前橋市手数料条例（昭和51年前橋市条例第43号）の一部を次のように改正する。

別表第1個人番号カードの再交付の項を削る。

附 則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。